

令和2年度 第5回

京都市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

1 日 時 令和3年2月8日(月) 午後2時～午後4時45分

2 場 所 職員会館かもがわ 中会議室

3 出席委員 山田会長，渡辺副会長，飯田委員，小林委員，渋谷委員，松塚委員，宮村委員，結城委員

欠席委員 鈴木委員，多田委員，長沢委員

4 審議事項

- (1) 京都市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第6条第4項の規定に係る個人情報取扱事務及び条例第10条第2項の規定に係る電子計算機処理事務(一部の事務においては，第6条第4項，第8条第3項，第10条第1項ただし書又は第11条の規定に係る個人情報取扱事務を含む。)

ア 個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う影響調査事務

(保健福祉局及び子ども若者はぐくみ局(9事業課))

影響調査事務の趣旨及び全体像について主管課(行財政局税務部税制課及び子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室)から説明を受けた後，対象が57事業に及ぶことから，個人情報の電子計算機処理の類型ごとに代表的な事業(計3事業)の説明を主管課(保健福祉局生活福祉部保険年金課，同局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課，子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)から受け，包括的に審議することとした。

主管課から説明を受けた後，いずれも承認した。

(主な発言内容)「○：委員，→：主管課，⇒：事務局」以下同じ。

○ 均等割の制度や税額はどういったものなのか

→ 個人市民税には，一定の所得以上であれば一律に課される均等割と，所得に応じて課される所得割がある。均等割の税額については，市民税が3,500円，府民税が2,100円で，合計5,600円である。均等割減免制度は，所得割が課されない者について均等割も免除する本市独自の減免制度であり，これを廃止することとなったものである。

○ 当該事務では，税の減免制度の廃止に伴う家計への影響調査を実施するということか。

→ 均等割減免制度を廃止することで，減免対象者は税額が発生することになる。課税状況により利用料金等の基準を定めている福祉施策については，対象者の利用料金等に変更が生じ得るため，その影響を調査するものである。

○ 均等割が課されることで，行政サービスに係る市民負担も増える可能性があるということか。

→ そのとおりである。

○ 調査等のスケジュールはどう考えているのか。

→ まずは57事業ごとの影響人数や影響金額を調査する必要がある、これは年度内を目標としたい。その後に、57事業の調査結果を名寄せし、全体的な影響を調査する。この調査を複数年度繰り返し実施する。今時点で明確なスケジュールを示すことは難しいが、できる限り早く実施したいと考えている。

○ 影響金額の調査とは具体的にどういった調査を行うのか。1回目の調査は令和2年度の実績によるのか。

→ 影響の類型は「給付」「利用料金」「上限設定」がある。「給付」については、課税されることで、給付を受けることができなくなるものである。「利用料金」は、課税されることで利用料金が上がるものである。「上限設定」は、利用に係る自己負担として設定されている上限額が上がるものである。これらについて具体的な調査を行うものである。

→ 調査に必要なサービスの利用実績や給付実績については、令和3年2月時点で令和2年度の実績が確定していないため、平成31年度（令和元年度）の実績を用いた調査となる。

○ 影響対象者への周知は、調査が終了し対象者や影響金額が確定した後での実施となるのか。それまでに、均等割減免制度の廃止や影響調査を実施について広報等はされないのか。

→ 均等割減免制度の廃止を含む市税条例の改正に関する市会での議決に際し、付帯決議が付され、影響を受ける市民一人一人の状況をしっかりと把握し、適切な措置を行うことが求められている。これを受け、本市ホームページにおいても、対象者一人一人の福祉施策の利用状況を点検し、経過措置の在り方を検討することを周知している。また、各世帯に配布している市民しんぶん1月1日号においても、均等割減免制度の廃止と経過措置の検討について掲載をしている。併せて、令和3年度からの3か年は均等割減免制度の廃止について減免対象者に個別にお知らせすることを予定しているが、その中でも経過措置を検討することを案内していく。

イ 各種証明書の交付に係る電子申請受付事務

（文化市民局地域自治推進室市民窓口企画担当）

主管課から説明を受けた後、承認した。

（主な発言内容）

○ 証明書を受け取れるまでには、どれくらい日数がかかるのか。

→ 郵便事情によるが、本市への申請があれば翌営業日には発送することとしている。

○ コンビニエンスストアでの交付の利用状況はどれくらいなのか。

→ 平成30年度からコンビニエンスストアでの交付を実施しており、利用率については平成30年度は1%程度、令和元年度は1.9%、今年度上半期は4%と増加傾向にある。マイナンバーカードの交付率も伸びており、それに伴い浸透していくものと考えている。

○ マイナンバーカードの交付率はどのくらいなのか。

→ 令和2年12月末時点で、京都市は26.4%である。

○ 電子申請についてはどれくらいの利用を見込んでいるのか。

→ コンビニエンスストアでの交付と同程度を見込んでいる。一方で、郵送による請求やコンビニエンスストアでの交付については、郵便局で定額小為替を購入したりコンビニエンスス

トアへ出向いたりする必要があり、昨今の状況下において、多くの市民から、自宅から出ることなく請求する方法について問い合わせを受けている。この度、電子申請を導入することでこういったニーズに応えることができると考えている。

○ 戸籍謄本等は対象となるのか。

→ まずは、住民票の写しと印鑑証明書を対象としている。

○ 請求は本人のみののか。

→ 同一世帯員であれば、住民票の写しの請求は可能である。

○ マイナンバーカードの電子証明書の読み取りについて、パソコンであればカードリーダー等の読み取り機器が必要となるが、スマートフォンであれば読み取れるものなのか。

→ 古い機種では無理だが、現在一般に流通している機種であれば可能である。

ウ 林地台帳整備に係る固定資産税課税台帳利用事務

(産業観光局農林振興室林業振興課)

主管課から説明を受けた後、特に異議なく承認した。

エ 予防接種の対象者管理事務

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)

主管課から説明を受けた後、承認した。

(主な発言内容)

○ 児童を対象とした学校での集団予防接種は実施されているのか。

→ 以前は実施していたが、現在は個別医療機関での接種に移行しており、児童等を対象とした学校での集団予防接種は実施していない。

○ 個別接種であれば、任意での接種となるのか。

→ 法律上は努力義務が課されているが、最終的には保護者や接種者の判断となる。

○ 児童については保護者に努力義務が課されているのか。

→ 保護者に対して、対象となる児童に接種させるよう努めなければならないと定められている。

○ 本件は新型コロナウイルス感染症ワクチンに限らないものか。

→ そのとおりである。

○ 新型コロナウイルス感染症ワクチンの未接種者への接種勧奨はどのように行われるのか。

→ 国でも方針が決まっていない状況である。薬事承認がされる頃には、どの程度接種勧奨を行うものかも示されるものと考えている。

○ 未接種者に過料が課されたり等はないのか。

→ そういったことはない。最終的には接種対象者の判断で受けるものである。

○ 一部の予防接種については、既に電算処理されているのか。

→ 子どもの予防接種については、基本的に保健医療システムに入力することとしている。またMR 2期やHPVについては、接種勧奨を行っている。

- 本件審議は、こういった内容が新たに処理されることとなるのか。
- もともと定期接種は電算化されているが、臨時予防接種も含めて行いたいと考えている。
- 京都市のシステムに接種情報が反映されるまでにはどのくらいの期間を要するのか。
- 本市システムへの反映については、概ね2～3箇月である。

オ 児童福祉センターにおける医療保険資格情報のオンライン資格確認の導入

(子ども若者はぐくみ局児童福祉センター、第二児童福祉センター)

主管課から説明を受けた後、承認した。

(主な発言内容)

- 対象は児童になるのか。
- 児童福祉センターの患者である18歳未満の児童が対象である。ただ、カードリーダー端末の操作等は保護者も行う。
- 児童本人のマイナンバーカードが必要であり、保護者のマイナンバーカードでは利用できないということか。
- そのとおりである。
- 児童は成長とともに顔つきが変化するが、ずっと同じマイナンバーカードを利用するのか。
- マイナンバーカードの有効期限は、20歳以上は10年、20歳未満は5年である。

カ 桃陽病院における医療保険資格情報のオンライン資格確認の導入

(子ども若者はぐくみ局桃陽病院)

主管課から説明を受けた後、承認した。

(主な発言内容)

- 慢性疾患児童を対象としているとのことだが、桃陽病院への受診以前に対象児童に関する既往歴等の情報を収集することはあるのか。
- 基本的には、患者からの診察の申し出を受けて、診療により把握するものである。

キ 京都市職員採用試験に係るオンライン面接システム利用事務

(人事委員会事務局)

主管課から説明を受けた後、承認した。

(主な発言内容)

- 条例第11条のオンライン結合の制限が審議事項となっていないのはなぜか。
- ⇒ 本事務については、テレビ電話のような使い方であり、その内容を録画し保存することはないと聞いている。オンライン結合の考え方は、オンライン上で個人情報のやり取りを行うものであるが、本件はそのようなものではないため、審議事項としていない。

- 手引に記載のある「電子メールの送受信のように、通信回線を利用して単にデータを送信し、又は受信する場合などは、電子計算機の結合に該当しない。」に類するという解釈か。
- ⇒ そのとおりである。
- 第11条は常時個人情報の提供等を行える状態が想定されるのか。
- ⇒ そのとおりである。
- 氏名や電話番号はダミーデータを入力するとあるが、利用するシステムで入力が必要なのか。
- そのとおりである。

ク 生活保護法による被保護者の勾留時等における收容情報通知制度に係る事務

（保健福祉局生活福祉部生活福祉課）

事務局に前回の審議経過等を確認し、主管課から説明を受けた後、承認した。

（主な発言内容）

- 前は逮捕時にも含まれていたが、勾留時のみとなったのか。
- 勾留決定時に通知される制度とした。
- 主管課が電話連絡を受け、各福祉事務所へ伝達し、生活保護の停止等の決定を行えば目的は達成されるが、なぜ3年間も文書の保存するのか。
- 当該資料は生活保護の変更決定の根拠資料となる。また、生活保護法第29条に基づく調査の回答は、厚生労働省の通知により3年保存することとされている。これに準じて3年間保存するものである。
- 根拠資料に該当するものはどれか。
- 收容情報通知一覧表（以下「一覧表」という。）及び收容情報連絡票（以下「連絡票」という。）である。電話連絡受理票は即時廃棄する。
- 一覧表は主管課で管理され、連絡票は生活保護の実施機関でケースファイルとともに保存されるのか。また、一覧表は年度ごとに作成、管理されるのか。
- そのとおりである。
- 一覧表を3年間保存する理由は何か。
- 連絡票の根拠となる資料が一覧表であるため、同じく3年間保存する必要がある。
- 通知の対象となる人数や濫給防止の効果はどれくらいを見込んでいるのか。
- 予測を立てにくいものではあるが、令和元年度は約65件、約560万円の返還請求があり、効果があると見込んでいる。
- 生活保護法に基づくところがあるが、生活保護法に準じて保護を受けている外国人も当該通知制度の対象となるのか。
- そのとおりである。協定書にその旨を記載することを予定している。
- 京都府警が対象者から同意を得たうえで、京都市へ情報提供を行うといった運用はできないのか。
- 京都府警においても本人同意がない中で情報提供を行うため、京都府の審議会へ諮られて

いる。

- 京都府の審議会においても同様の質疑があり、同意を得ることは難しいとの説明があった。
- 生活保護の受給を開始する時点で当該制度に係る内容を周知するのか。
- 保護を開始する際に配付しているパンフレット（守っていただきたいこと）に、当該通知制度の内容を加え、周知することを検討している。また、制度開始に係る一般的な周知や広報発表も実施することとしている。

- 大阪で実施された際は試行期間が設けられていたが、試行期間は設けないのか。
- 大阪で特段の問題が生じていないため、試行期間は設けずに本格運用する。

- 京都府の審議会では、京都府が取得した情報を目的外提供することの相当な理由等について答申されている。その一方で、本審議会で行われているのは、京都市が行う生活保護の生活実態調査については、基本的に広義の行政調査として任意で行うものであるところ、協定を締結し機械的に処理することの妥当性をめぐる問題である。その意味で京都府の審議会でも議論されている内容とは別の話である。そのうえで、当該事務の妥当性については、生活保護の必要即応の原則を実現するため、京都府警と協定を締結し、生活実態の調査を円滑化するという趣旨と理解してよい。
- これまでは本市が逮捕情報等を得た場合に、生活保護法第29条に基づく調査を行っている。これを円滑化し早期に把握することで濫給を少なくしたいという趣旨である。
- 本制度の趣旨は、不正受給の追及ではなく、二重支給の防止である。そういう趣旨の制度であることを、本人や一般に向けて明確に伝える必要があると考える。
- 制度開始時には広報発表を行う等しっかり周知を行っている。

- 生活保護の再開は円滑に行われるのか。
- 本人からの申し出があれば対応を行う。
- 保護の停止と再開の案内は本人へ通知されるとのことだが、数か月間の勾留等により居住実態がなく住所を喪失する可能性がある。そういった場合に本人へ通知が到達しない等の懸念はないのか。
- 収容先に通知することとなる。
- そういった場合への対応のために、収容先情報が必要ということか。
- そのとおりである。

(2) 個人情報取扱事務の類型処理の追加

「資料その他の物品若しくは金銭の送付又は連絡」、「外部非接続端末による電子計算機処理事務」を類型処理に追加することについて、事務局から提案説明を受けた後、特に異議なく承認した。

5 報告事項

令和2年度 個人情報取扱事務の開始届等の状況

事務局から資料に基づき説明を受けた。これに関する意見は特になかった。

6 その他

- (1) 地方公共団体等の個人情報保護制度の在り方（国における検討状況の概要）
事務局から資料に基づき説明を受けた。これに関する意見は特になかった。
- (2) 今後の予定
令和３年度第１回審議会は，令和３年６月中旬に開催することとした。